

静岡市報

No. 8

静岡市追手町5番1号

発行所 静岡市役所

編集兼発行人 静岡市長

発行日 毎月1日

目次

規 則

静岡市事務分掌規則等の一部改正	257
静岡市会計規則の一部改正	258
静岡市清水港海づり公園条例の施行期日を定める規則の制定	259
静岡市清水港海づり公園条例施行規則の制定	260
静岡市物品管理規則の一部改正	266

訓 令

静岡市行政事務能率研究委員会情報化推進部会設置規程の廃止	266
------------------------------	-----

告 示

静岡市建設工事の請負契約及び建設業関連業務の委託契約に係る競争入札参加者に必要な資格を定めた告示の一部改正	267
静岡市立児童会館の館旗の廃止	268
地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示の一部改正	268

選挙管理委員会告示

選挙人名簿からの抹消	268
選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	269
検察審査員候補者の予定者を選定するくじを行う日時、場所及びくじの方法	269
衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者等	270
選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧	273
在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧	273
検察審査員候補者を選定するくじを行う日時、場所及びくじの方法	274
選挙人名簿からの抹消	274

公平委員会規則

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則の制定	274
----------------------------------	-----

規 則

静岡市規則第296号

静岡市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに制定する。

平成15年11月7日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(静岡市事務分掌規則の一部改正)

第1条 静岡市事務分掌規則(平成15年静岡市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第12条第4項静岡健康文化事務所文化振興課の所掌事務第3号中「、児童会館」を削り、同所掌事務第4号中「児童会館運営審議会及び」を削る。

(静岡市公印規則の一部改正)

第2条 静岡市公印規則(平成15年静岡市規則第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1一般公印中

行政区画等審議会 会長印	22	れい書	正方形	方 21	1	政令指定都市準備課長	を
児童会館運営審議 会会長印	22	れい書	正方形	方 18	1	文化振興課長	

行政区画等審議会 会長印	22	れい書	正方形	方 21	1	政令指定都市準備課長	に
-----------------	----	-----	-----	------	---	------------	---

改める。

(静岡市物品管理規則の一部改正)

第3条 静岡市物品管理規則(平成15年静岡市規則第51号)の一部を次のように改正する。

別表静岡市健康文化事務所文化振興課の項中「児童会館、」を削る。

附 則

この規則は、平成15年11月10日から施行する。

静岡市規則第297号

静岡市会計規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成15年11月12日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市会計規則の一部を改正する規則

静岡市会計規則（平成15年静岡市規則第45号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

清水都市計画事務所 市街地整備課	課長	清水駅西口駐車場使用料、清水駅東口駐車場使用料、草薙駅前駐車場使用料及び自転車等駐車場使用料並びに放置自転車等撤去保管手数料の収納	所属職員
---------------------	----	---	------

を

「

清水都市計画事務所 市街地整備課	課長	清水駅西口駐車場使用料、清水駅東口駐車場使用料、草薙駅前駐車場使用料、自転車等駐車場使用料、放置自転車等撤去保管手数料及び保管自転車売却収入並びに業務に附帯して生ずる予算外の現金の収納	所属職員
---------------------	----	--	------

に

改める。

附 則

この規則は、平成15年11月13日から施行する。

静岡市規則第298号

静岡市清水港海づり公園条例の施行期日を定める規則をここに制定する。

平成15年11月14日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市清水港海づり公園条例の施行期日を定める規則

静岡市清水港海づり公園条例（平成15年静岡市条例第337号）の施行期日は、平成15年11月16日とする。

静岡市規則第299号

静岡市清水港海づり公園条例施行規則をここに制定する。

平成15年11月14日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市清水港海づり公園条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、静岡市清水港海づり公園条例（平成15年静岡市条例第337号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開園時間）

第2条 静岡市清水港海づり公園（以下「海づり公園」という。）の開園時間は、午前6時30分から午後6時30分（11月1日から翌年の3月31日までの期間にあっては、午前7時から午後5時）までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（休園日）

第3条 海づり公園の休園日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休園することができる。

（1）水曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）

（2）12月29日から翌年の1月3日までの日

（利用の手続）

第4条 海づり公園の施設のうち海づりエリア（以下「海づりエリア」という。）を利用しようとする者は、条例に定める使用料を納付し、海づりエリア利用券（様式第1号）の交付を受けなければならない。

(使用料の減額又は免除)

第5条 条例第6条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ海づりエリア使用料減額・免除承認申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、使用料の減額又は免除について承認したときは、海づりエリア使用料減額・免除承認通知書(様式第3号)を交付する。

(使用料の還付の申請)

第6条 条例第5条第2項ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、海づりエリア使用料還付申請書(様式第4号)に第4条に規定する海づりエリア利用券を添えて市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第7条 海づり公園の入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある物品を持ち込まないこと。
- (2) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 海づり公園の施設、備品等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が海づり公園の管理上支障があると認める行為をしないこと。

(雑則)

第9条 この規則に定めるほか、海づり公園の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成15年11月16日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

静岡市清水港海づり公園

海づりエリア利用券

(日 付)

円

様式第2号(第5条関係)

海づりエリア使用料減額・免除承認申請書

平成 年 月 日

静岡市長 様

住所 (法人にあっては、その
主たる事務所の所在地)

申請者 氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名) 印

電話

減 額

静岡市清水港海づり公園条例第6条の規定により海づりエリアの使用料の 受
免 除

けたいので、次のとおり申請します。

利用する日	年 月 日
利用する人数	15歳以上の者 人 7歳以上15歳未満の者 人
減額・免除を受けようとする理由及びその額	

(注) 申請者の氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印してください。ただし、申請者が法人の場合は、記名押印してください。

様式第3号(第5条関係)

第 号
平成 年 月 日

様

静岡市長 氏名 印

海づりエリア使用料減額・免除承認通知書

減 額
年 月 日付けで申請があった海づりエリアの使用料の につい
免 除

では、次のとおり承認したので通知します。

利用する日	年 月 日
利用する人数	15歳以上の者 人 7歳以上15歳未満の者 人
減額・免除の額	
減額・免除の条件	

様式第4号(第6条関係)

海づりエリア使用料還付申請書

年 月 日

静岡市長 様

住 所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地

申請者 氏 名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 } 印

電 話

次のとおり海づりエリアの使用料の還付を受けたいので、入場券を添えて申請します。

利用日時	年 月 日
使用料納付済額	円
還付申請額	円
還付を受けようとする理由	
備考	

静岡市規則第300号

静岡市物品管理規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成15年11月14日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市物品管理規則の一部を改正する規則

静岡市物品管理規則（平成15年静岡市規則第51号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

経済部清水港振興課	課長	港湾会館清水日の出センターに係る物品の出納保管	所属職員
-----------	----	-------------------------	------

を

」

「

経済部清水港振興課	課長	港湾会館清水日の出センター及び清水港海づり公園に係る物品の出納保管	所属職員
-----------	----	-----------------------------------	------

に

」

改める。

附 則

この規則は、平成15年11月16日から施行する。

訓 令

静岡市訓令第37号

静岡市消防本部訓令第25号

静岡市選挙管理委員会訓令第4号

静岡市農業委員会訓令第4号

各部

消防本部

選挙管理委員会事務局

農業委員会事務局

静岡市行政事務能率研究委員会情報化推進部会設置規程（平成15年静岡市訓令第4号・静岡市消防本部訓令第3号・静岡市選挙管理委員会訓令第3号・静岡市農業委員会訓令第3号）は、廃止する。

平成15年11月13日

静岡市長 小嶋 善吉

静岡市消防長 本多 義章

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

静岡市農業委員会会長 大橋 将孝

告 示

静岡市告示第277号

静岡市建設工事の請負契約及び建設業関連業務の委託契約に係る競争入札参加者に必要な資格を定めた告示（平成15年静岡市告示第47号）の一部を次のように改正する。

平成15年11月7日

静岡市長 小嶋 善吉

第2の3中「認定は」の次に「、提出された申請書類に基づき」を加え、ただし書を削る。

第2中8を9とし、5から7までを1ずつ繰り下げる。

第2の4中「3」を「3及び4」に改め、第2中4を5とし、3の次に次のように加える。

- 4 現に競争入札参加資格を有しない者で、当該資格の認定を受けようとするものについては、定期認定を行った年の翌年に追加認定を行うものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、随時に追加認定を行うことができる。

附 則

この告示は、平成15年11月10日から施行する。

静岡市告示第286号

静岡市立児童会館の館旗（平成15年静岡市告示第8号）は、廃止する。

平成15年11月13日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市告示第287号

地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示（平成15年静岡市告示第5号）の一部を次のように改正する。

平成15年11月14日

静岡市長 小嶋善吉

表に次のように加える。

静岡市清水港海づり公園の海づりエリアの使用料の徴収 事務

エスピトーム株式会社代表取締役

附 則

この告示は、平成15年11月16日から施行する。

選挙管理委員会告示

静岡市選挙管理委員会告示第81号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条第2号（4箇月経過抹消）及び第3号（誤載抹消）の規定に基づき、平成15年10月27日現在により、次の者を抹消した。

平成15年10月27日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田勝也

静岡市選挙管理委員会告示第82号

地方自治法(昭和22年法律第67号)(以下「地方自治法」という)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)(以下「合併特例法」という)第4条第1項及び第4条の2第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに合併特例法第4条第11項及び第4条の2第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成15年10月27日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田勝也

- | | | |
|---|---|---------|
| 1 | 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 11,445 |
| 2 | 選挙権を有する者の総数の6分の1の数 | 95,375 |
| 3 | 選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数 | 162,041 |

静岡市選挙管理委員会告示第83号

検察審査会法(昭和23年法律第147号)第10条第1項の規定により、検察審査員候補者の予定者を選定するくじを行う日時、場所及びくじの方法を、次のとおり定める。

平成15年10月27日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田勝也

- 1 日 時 平成15年11月11日 午前10時

- 2 場 所 静岡市追手町5番1号 静岡市役所静岡総合事務所
- 3 くじの方法 静岡市検察審査員候補者選定規程(平成15年選挙管理委員会告示第11号)に定めるところによる。

静岡市選挙管理委員会告示第84号

平成15年11月9日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査につき本委員会が定めた事項は、次のとおりである。

平成15年10月28日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田勝也

- 1 平成15年11月9日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、別紙1のとおり選任した。
「別紙1のとおり」掲載省略
- 2 平成15年11月9日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票所は、別紙2のとおりである。
「別紙2のとおり」掲載省略
- 3 平成15年11月9日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第40条の規定により、投票所を閉じる時刻を、次のように繰り上げる。
「次のよう」掲載省略
- 4 平成15年11月9日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙(静岡県第1区及び静岡県第4区)における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第8項の規定によるポスター掲示場の設置場所は、別紙3のとおりである。
「別紙3のとおり」掲載省略
- 5 平成15年11月9日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査について、静岡市選挙管理委員会委員長が不在者投票管理者として管理する投票を記載する場

所は、次のとおりである。

- | | |
|-------------------|--------------|
| (1) 静岡市追手町5番1号 | 静岡市役所静岡総合事務所 |
| (2) 静岡市清水旭町6番8号 | 静岡市役所清水総合事務所 |
| (3) 静岡市曲金三丁目1番10号 | 静岡産業支援センター |

- 6 平成15年11月9日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（静岡県第1区及び静岡県第4区）について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項本文の規定により、静岡市第1開票区及び静岡市第2開票区における候補者の氏名等を掲示する順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

静岡市第1開票区（静岡県第1区）

- | | | |
|--------|-------------|--------------|
| (1) 場所 | 静岡市追手町5番1号 | 静岡市役所静岡総合事務所 |
| (2) 日時 | 平成15年10月28日 | 午後6時 |

静岡市第2開票区（静岡県第4区）

- | | | |
|--------|-------------|--------------|
| (1) 場所 | 静岡市追手町5番1号 | 静岡市役所静岡総合事務所 |
| (2) 日時 | 平成15年10月28日 | 午後6時15分 |

- 7 平成15年11月9日執行の最高裁判所裁判官国民審査について、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第52条及び同施行令（昭和23年政令第122号）第20条の規定による審査に付される裁判官の氏名の掲示を行う場所は、別紙4のとおりである。

「別紙4のとおり」掲載省略

- 8 平成15年11月9日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の開票の場所及び日時は、次のとおりである。

静岡市第1開票区

- | | | |
|--------|-------------|----------|
| (1) 場所 | 静岡市駿府町2番80号 | 静岡市中央体育館 |
| (2) 日時 | 平成15年11月9日 | 午後9時45分 |

静岡市第2開票区

(1) 場 所 静岡市清水清開二丁目1番1号 静岡市清水総合運動場体育館

(2) 日 時 平成15年11月9日 午後9時45分

9 平成15年11月9日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、次のとおり選任した。

(1) 衆議院小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の各開票区における開票管理者及びその職務を代理すべき者

区分 開票区	開票管理者		開票管理者の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
静岡市 第1開票区	静岡市泉町 5番22号	藤 田 勝 也	静岡市中田一丁目 7番20号	海 野 洋
静岡市 第2開票区	静岡市清水真砂町 2番24号	中 山 幹 雄	庵原郡蒲原町蒲原 三丁目25番9号	五 十 嵐 仁

(2) 衆議院比例代表選出議員選挙の各開票区における開票管理者及びその職務を代理すべき者

区分 開票区	開票管理者		開票管理者の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
静岡市 第1開票区	静岡市西草深町 4番13号	栗 原 孝 和	静岡市稲川二丁目 9番13号	竹 内 良 昭
静岡市 第2開票区	静岡市清水宝町 1番28号	村 上 千 明	静岡市清水草薙 399番地の199	河 野 正 也

10 静岡市第1開票区及び静岡市第2開票区における平成15年11月9日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査並びに衆議院比例代表選出議員選挙における開票立会人となるべきものを定めるくじを行う場所及び日時は、次の

とおりである。

静岡市第1開票区

- | | | |
|--------|------------|--------------|
| (1) 場所 | 静岡市追手町5番1号 | 静岡市役所静岡総合事務所 |
| (2) 日時 | 平成15年11月7日 | 午前10時 |

静岡市第2開票区

- | | | |
|--------|------------|--------------|
| (1) 場所 | 静岡市追手町5番1号 | 静岡市役所静岡総合事務所 |
| (2) 日時 | 平成15年11月7日 | 午前10時20分 |

静岡市選挙管理委員会告示第85号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条の規定により、静岡市役所静岡総合事務所において、平成15年12月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を平成15年12月3日から平成15年12月7日まで5日間、毎日午前8時30分から午後5時まで縦覧する。

平成15年11月4日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

静岡市選挙管理委員会告示第86号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の7の規定により、静岡市役所静岡総合事務所において、平成15年12月3日現在で在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所地及び生年月日を記載した書面を平成15年12月3日から平成15年12月7日まで5日間、毎日午前8時30分から午後5時まで縦覧する。

平成15年11月4日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

静岡市選挙管理委員会告示第87号

検察審査会法(昭和23年法律第147号)第10条第1項の規定により、検察審査員候補者を選定するくじを行う日時、場所及びくじの方法は次のとおりである。

平成15年11月4日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

- 1 日 時 平成15年12月8日 午前10時
- 2 場 所 静岡市追手町5番1号 静岡市役所静岡総合事務所
- 3 くじの方法 静岡市検察審査員候補者選定規程(平成15年選挙管理委員会告示第11号)に定めるところによる。

静岡市選挙管理委員会告示第88号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条第2号(4箇月経過抹消)の規定に基づき、平成15年11月9日現在により、次の者を選挙人名簿から抹消した。

平成15年11月9日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

4箇月経過抹消者

男 308人 女 214人 計 522人

公平委員会規則

静岡市公平委員会規則第13号

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成15年10月20日

静岡市公平委員会委員長 長島弘明

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則

勤務条件に関する措置の要求に関する規則(平成15年静岡市公平委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の3項を加える。

- 2 前項の事案の審査のため、公平委員会が必要と認めたときは、公開又は非公開の口頭審理を行うことができる。
- 3 公平委員会は、前項の規定により口頭審理を行うことを決定したときは、次に掲げる事項を要求者及び当局に対し通知するものとする。
 - (1) 口頭審理の日時及び場所
 - (2) 公開及び非公開の別
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、口頭審理の実施について必要な事項
- 4 第2項の規定により公開の口頭審理を行う場合の傍聴については、公開口頭審理の傍聴に関する規則(平成15年静岡市公平委員会規則第6号)の規定を準用する。

第9条を第10条とし、第5条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

(証人による証拠調べ)

- 第5条 公平委員会は、事案の審査のため必要があると認めるときは、証人に出席を求めることができる。
- 2 公平委員会が前項の規定により証人を出席させる場合には、次に掲げる事項を記載した書面により呼び出すものとする。
 - (1) 証人の氏名、住所及び職業
 - (2) 出席すべき日時及び場所
 - (3) 証言を求めようとする事項
 - 3 公平委員会は、証人に対し、口頭による証言に代えて口述書を提出させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。